

# 財政局・国家税務総局

## 中国国内に住所を有しない個人の個人所得税納入計算

### における若干の具体問題に関する通知

1995年3月23日 国税函発[1995]125号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局：

《中国国内に住所を有しない個人が得た給与・サラリーの所得税納税義務問題に 関する国家税務総局通達》（ [1994]国税発第 148 号 ）（以下通達と略称）の執行に当たって存在する若干の問題についての説明を以下の通り明述する：

#### 一、個人が実際に中国国内及び国外で勤務する期間の定義問題。

通達でいうところの中国国内企業、機構で勤務し(兼任含む、以下同様)雇用される個人の中国国内での勤務期間には、中国国内勤務期間中の国内、外で享受する公休日、個人休暇及び研修を受ける日数を含むものとする；国外の営業機構で勤務しかつ国外で当該職務を履行するか国外の営業場所で労務を提供する期間には、当該機関中の公休日を含み、中国国外における勤務時間とみなす。税務機関が個人の申告する国外勤務期間を審査する際、派遣企業が発行する国外営業機構での勤務証明、または企業が国外に設ける営業場所のプロジェクト契約書及び派遣先である当該営業場所での勤務証明を提供するよう、納税者に要求することが出来る。

中国国内の企業、機関で勤務し、雇用される個人が中国に派遣され勤務する場合、中国国内における実質的勤務期間には中国での勤務期間中中国国内で享受する公休日が含まれなければならない。

#### 二、個人が中国国内、国外企業、機構で職務を兼任して得る報酬、給与についてどのように納税するかの問題。

個人が中国国内及び国外企業、機構でそれぞれ職務を兼務する場合、その報酬、給与が職務によってそれぞれ異なっていたとしても、得た報酬給与総額を対象とすべきであり、《中華人民共和国個人所得税法》（以下税法と略称）及び通達の関連条項の規定に基づき、中国国内での勤務期間に応じて納税を認定するものとする。

### 三、中国国内企業上級管理職の定義問題

通知第五条で述べている中国国内企業高級管理職とは、会社の正・副総経理、各職能総師（訳者注：総会計士・総エンジニアなど）、総監及びその他類似する会社管理層の職務のことを指す。

四、国内での勤務が一月に満たない個人は国内、国外雇用主がそれぞれ支払う報酬、給与に対し納めるべき税金計算に関する問題。

通達第四条に述べるところの中国国内での居住が満1年以上5年未満の個人，並びに通達第五条にいうところの中国国内企業で上級管理職務を担う個人で，その報酬が国内雇用主と国外雇用主により別々に支払われている場合で，かつ1ヶ月のうち国外での勤務日数がある場合は，通達第四条、第五条の規定に基づき，国外雇用主が支払う報酬のうち国外での勤務日数に属する部分は徴税しないものとする。具体的に納税額を計算しなければならない時には，下記の公式で行う：

当月の納めるべき税金 = 当月の国内外での報酬総額に基づき算出した税額 × (1 - (国外で支払われた一月の報酬 / 当月の報酬総額) × (当月の国外勤務日数 / 当月の日数))

五、個人の報酬給与及び実際に中国国内で勤務した期間審査の根拠とする証明に関する問題。

税法及びその実施条例並びに通達の規定に基づき，国外雇用主が支払った報酬給与に対し申告納税すべき個人，あるいは通達第二条、第四条の規定に基づき，中国国内企業、機構が支払うもしくは負担すべきと看做される報酬給与に対し申告納税する個人は，上記報酬給与の金額及び中国国内での勤務時間をありのまま申告し，かつ報酬支払証明及び必要な公証証明及び居住期間に対する有効な証書を提出しなければならない。

前述する居住期間の有効な証書には，パスポート、香港マカオの同胞帰郷証、台湾同胞の提出する“大陸往来通行证”及び主管税務機関が提出の必要ありと認めるその他の証明証書を含む。